

改正

平成24年3月21日規則第9号
平成29年3月17日規則第8号
令和元年5月7日規則第1号
令和3年11月5日規則第29号

つがる市特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成11年青森県条例第54号）の規定によりつがる市が処理する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行については、青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年青森県条例第45号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の申請書は、設立認証申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

3 条例第2条第6項の規定による補正書の提出は、設立認証申請書等補正書（様式第2号）に補正後の設立認証申請書及び法第10条第1項各号に掲げる書類を添えて行われなければならない。

4 第2項の規定は、設立認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。

(縦覧の方法)

第3条 法第10条第2項の規定による縦覧は、市役所総務部企画調整課（以下この条において「縦覧所」という。）において行うものとする。

2 縦覧所において縦覧することができる日は、つがる市の休日を定める条例（平成17年つがる市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。

3 縦覧することができる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 市長は、書類の整理等のため必要がある場合は、臨時に縦覧所の休日を設け、又は縦覧することができる時間を短縮することができる。

(登記完了届出書)

第4条 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。第10条第2項において同じ。）の規定による届出は、設立（合併）登記完了届出書（様式第3号）により行われなければならない。

2 法第13条第2項の規定により添付する財産目録には、副本1通を添えなければならない。

(成立時の財産目録の備置き)

第5条 法第14条の財産目録は、設立当初の事業年度の翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かななければならない。

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書（様式第4号）により行われなければならない。

2 法第23条第1項の規定により添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えなければならない。

3 法第23条第2項の規定により提出する条例第2条第2項各号に掲げる書面は、法第23条第1項の規定による届出の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第7条 法第25条第4項の申請書は、定款変更認証申請書(様式第5号)によらなければならない。

2 法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

3 条例第4条第3項の補正書の提出は、定款変更認証申請書等補正書(様式第6号)に補正後の定款変更認証申請書並びに法第25条第4項及び法第26条第2項の添付書類を添えて行わなければならない。

4 第2項の規定は、定款変更認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条 条例第4条第4項の届出書は、定款変更届出書(様式第7号)によらなければならない。

2 法第25条第6項の規定により添付する変更後の定款には、副本1通を添えなければならない。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。

2 法第25条第7項の規定により提出する登記事項証明書には、副本1通を添えなければならない。

(事業報告書等の提出及び閲覧等)

第10条 法第29条の規定により提出する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えなければならない。

2 特定非営利活動法人は、条例第5条第2項に規定する書類を法第13条第2項の規定による届出時に併せて市長に提出しなければならない。

3 法第30条の規定による閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)は、総務部企画調整課(以下「閲覧所」という。)において行うものとする。

4 閲覧所の閲覧日は、つがる市の休日を定める条例(平成17年つがる市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日とする。

5 閲覧所において閲覧等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 市長は、書類の整理等のため必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は閲覧等を行うことができる時間を短縮することができる。

7 閲覧等をしようとする者(以下「閲覧者等」という。)は、閲覧所に備付けの閲覧謄写簿(様式第8号)に必要な事項を記入しなければならない。

8 閲覧者等は、閲覧等に係る書類を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。

9 市長は、閲覧者等が前項の規定に違反したとき、又は閲覧等に係る書類を汚損し、若しくは毀損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧等を禁止することができる。

る。

10 条例第6条第2項の規定により法第30条に規定する書類の写しの交付を受けようとする者は、事業報告書等の写しの交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（解散認定申請書）

第11条 条例第7条の申請書は、解散認定申請書（様式第10号）によらなければならない。

（解散の届出等）

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、解散届出書（様式第11号）に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出は、清算人就任届出書（様式第12号）に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

（残余財産譲渡認証申請書）

第13条 条例第8条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書（様式第13号）によらなければならない。

（清算終了の届出）

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了届出書（様式第14号）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

（合併の認証申請）

第15条 法第34条第4項の申請書は、合併認証申請書（様式第15号）によらなければならない。

2 条例第9条第3項の補正書は、合併認証申請書等補正書（様式第16号）によらなければならない。

3 合併認証申請書等補正書には、補正後の合併認証申請書及び法第34条第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書類を添えなければならない。

4 第2条第2項の規定は、合併認証申請書に添付する書類及び合併の認証申請に係る補正書に添付する書類について準用する。

（合併の場合の貸借対照表等の備置き等）

第16条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

2 第5条の規定は、法第39条第1項の登記をした場合について準用する。

（身分証明書）

第17条 法第41条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第17号）によるものとする。

（電磁的記録による備置きの方法等）

第18条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

（1）作成された電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法

（2）書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、条例第17条第2項及び前項の規定による電磁的記録の備置きを行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第19条 条例第18条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調整する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第20条 条例第19条第2項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を閲覧に供する方法とする。

(雑則)

第21条 法、条例及びこの規則の規定により市長に対して提出する書類は、日本産業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

つがる市長

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
(備考)

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- (2) 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- (3) 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
 - ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ〔2部〕）
 - ③ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - ④ 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - ⑥ 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - ⑦ 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
 - ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
 - ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕

年 月 日

つがる市長

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

設立認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）に不備があるので、特定非営利活動促進法第10条第4項の規定により、下記のとおり補正します。

記

- 1 設立しようとする特定非営利活動法人の名称
- 2 補正の内容

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- （2）2には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- （3）この補正書には、補正後の申請書及び書類（次に掲げる書類に当たっては、2部）を添付すること。
 - ① 補正後の定款
 - ② 補正後の役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③ 補正後の設立趣旨書
 - ④ 補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）
 - ⑤ 補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

設立（合併）登記完了届出書

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（同法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- （2）当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び特定非営利活動促進法第14条（同法第39条第2項において準用する場合を含む。）の財産目録を添付すること。

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- （2）「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- （3）「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- （4）改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- （5）「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- （6）変更後の役員名簿（役員の名簿及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第23条第1項）〔2部〕を添付すること。
- （7）役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - ② 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- （2）1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- （3）当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）[1部]、変更後の定款（法第25条第4項）[2部]並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）[2部]を添付すること。
- （4）所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）[2部]
 - ② 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
 - ③ 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款変更認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）に不備があるので、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。
- （2）補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- （3）この補正書には、補正後の申請書及び書類（次に掲げる書類にあたっては、2部）を添付すること。
 - ① 補正後の変更後の定款
 - ② 補正後の当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）
 - ③ 補正後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

年 月 日

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- （2）1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- （3）当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）[1部]及び変更後の定款（法第25条第6項）[2部]を添付すること。

つがる市長

請求者 住所又は居所
氏名
電話番号

事業報告書等の写しの交付請求書

青森県特定非営利活動促進法施行条例第6条第2項の規定により、次のとおり事業報告書等の写しの交付を受けたいので、請求します。

記

- 1 写しの交付を請求する書類の名称
- 2 写しの交付の方法
 - ①閲覧所において写しを交付
 - ②写しの送付

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- （2）2は、希望する写しの交付の方法の番号を○で囲むこと。

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第1（2、4、6）号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- （2）解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。
- （2）当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第13号 (第13条関係)

年 月 日

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

(1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

(2) 2 には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第14号 (第14条関係)

年 月 日

つがる市長

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算終了届出書

(特定非営利活動法人の名称) の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

(備考)

(1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

(2) 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

つがる市長

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称
代表者氏名
電話番号
合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称
代表者氏名
電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的
（備考）
 - （1）用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。
 - （2）3 及び 4 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
 - （3）申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ① 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第 34 条第 4 項）
 - ② 定款（法第 10 条第 1 項第 1 号）〔2 部〕
 - ③ 役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第 10 条第 1 項第 2 号イ）〔2 部〕
 - ④ 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第 10 条第 1 項第 2 号ロ）
 - ⑤ 各役員の名又は住所を証する書面（法第 10 条第 1 項第 2 号ハ）
 - ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第 10 条第 1 項第 3 号）
 - ⑦ 法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面（法第 10 条第 1 項第 4 号）
 - ⑧ 合併趣旨書（法第 10 条第 1 項第 5 号）〔2 部〕
 - ⑨ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第 10 条第 1 項第 7 号）〔2 部〕
 - ⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第 10 条第 1 項第 8 号）〔2 部〕

年 月 日

つがる市長

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称
代表者氏名
電話番号
合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称
代表者氏名
電話番号

合併認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）について不備があるので、特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

（備考）

- （1）用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。
- （2）補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- （3）この補正書には、補正後の申請書及び書類（次に掲げる書類にあっては、2部）を添付すること。
 - ①補正後の定款
 - ②補正後の役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③補正後の合併趣旨書
 - ④補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - ⑤補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）

様式第17号 (第17条関係)

第 号
身分証明書
所 属 職氏名
年 月 日生
上記の者は、特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定により特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職員であることを証明する。
年 月 日発行
つがる市長 印

特定非営利活動促進法(抜粋)
(報告及び検査)
第 41 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考)

- (1) 用紙の大きさは、縦 12 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- (2) この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。